指名停止措置の概要

1　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住　　所
株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦１－５－３

2　指名停止措置期間

令和８年 11 月 16 日～令和９年２月 15 日（３カ月）

3　指名停止措置の範囲

衆議院所管の工事

4　事実概要

株式会社伊勝は、公正取引委員会により、令和８年９月 28 日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者であり、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象業者として公表された。

5　指名停止措置理由

「衆議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 14 年６月 27 日　事務総長決定）別表第２第３号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

＜衆議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第２第３号

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） ３　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 10 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から ２カ月以上９カ月以内